

# 令和2年度 和歌山県アフターコロナ実用開発実証推進事業 運営及び高度化支援業務に係る企画提案コンペティション実施要領

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大は、接触回避や移動制限など、国内外の経済活動を大きく制限させ、また、教育・医療など公的サービスにも悪影響を及ぼした反面、新しい生活様式や従来にないビジネス、これまで気づかなかった新しい価値観を生み出し、新たな技術やビジネスを創出させる好機を招来した。

こうした社会の変化を踏まえ、和歌山県は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い生じた新たな社会的課題を解決する県内事業者又は県内外の複数の事業者・大学等からなるコンソーシアムを支援し、県内外の技術やアイデアの結集・共創を通じた革新的な技術・サービスを創出することを目指す。

こうした支援には、革新的な技術・サービスに関する幅広い知識、実用開発実証に必要な技術や協業企業等の探索など、高度かつ専門的な支援ノウハウが必要であるため、企画コンペティション（以下「企画コンペ」という。）を実施し、企画提案を募集し、委託事業者を選定する。

## 2 事業内容

### (1) 委託業務名

令和2年度和歌山県アフターコロナ実用開発実証推進事業 運営及び高度化支援業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 予算上限額

金 20,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,818,181 円）

### (4) 委託期間

契約締結日から令和3年3月7日（日）まで

### (5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

## 3 企画コンペ説明会

企画コンペ参加希望事業者向けに WEB 会議システムにより下記のとおり説明会を開催するので参加申込書（様式 4）をメールにより提出すること。

なお、当該説明会に出席しない事業者は企画コンペに参加できないこととする。

### (1) 申込期限

令和2年10月8日（木）15:00 まで

### (2) 開催日時

令和2年10月12日（月）13:30 開始 ※都合により、時間を変更することがある。

### (3) 開催方法

別途送信する WEB 会議招待用 URL に各参加者がアクセスすることにより開催する。

## 4 企画コンペ参加表明及び質問票の提出

企画コンペに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式 5）をメールによ

り提出すること。また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式 6）をメールにより提出すること。

どちらも、提出期限は令和 2 年 10 月 19 日（月）17:00 までとする。

## 5 委託事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- (1) 仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

## 6 委託事業者選定方法

- (1) 上記 3 に合致する者を選定するため、企画コンペを実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。
- (2) 採用となった企画提案については、必要に応じて、内容を変更する場合がある。  
提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託予定事業者として選定する。
- (3) (2) で選定された者と契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の候補者と協議を行うこととする。

## 7 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

## 8 参加対象資格に係る提出書類

- (1) 企画コンペ参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。

ア 提案者の概要書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 役員等に関する調書（様式 3）

エ 法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告

書の写し（直近1年分）

オ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票

カ 印鑑登録証明書

キ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）

ク 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）

(2) 提出書類の留意事項

ア 正本1部を郵送により提出すること。

イ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・イベント）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより(1)のウ～クの提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限

**令和2年10月23日（金）17:00まで**

9 企画コンペ提案書等の提出

(1) 企画コンペ参加者は、「企画提案書（様式任意）」を郵送により **6部提出**すること。

(2) 見積書を **1部提出**すること。なお、様式は任意とするが、少なくとも次のア～ウを明記されているものであること。

ア 内訳として仕様書に定められた経費を記載

イ あて先「和歌山県知事 仁坂 吉伸」

ウ 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載

※見積額が上記2(3)の予算上限額を超えた場合は失格とする。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(3) 企画提案書・見積書提出期限

**令和2年10月23日（金）17:00まで**

10 企画コンペ

(1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション（20分のプレゼンテーション及び10分の質疑応答）により審査を行う。プレゼンテーションはWEB会議システムにより行い、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。審査は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。

(2) 実施日

**令和2年10月27日（火）予定** ※時間等は、別途通知します。

(3) 審査結果についての通知

採用・不採用にかかわらず、書面等により通知します。

(4) 注意事項

企画提案書等の書類の受付期間内に提出した資料のみを用いてプレゼンテーションを実施すること。

11 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。
- (2) コンペ参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。
- (4) 業務上発生する未確認事項については、別途産業技術政策課と協議すること。
- (5) 「3 企画コンペ説明会」および「10 企画コンペ」について、対面での実施が妥当であると判断した場合、開催方法を変更することがある。この場合は、各開催日の2営業日前までに参加者に通知するものとする。

12 各関係書類提出場所

和歌山県商工観光労働部 企業政策局 産業技術政策課 産業技術推進班（県庁本館2階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 電 話： 073-441-2355 F A X： 073-432-0180 E-mail： yano_t0003@pref.wakayama.lg.jp 担 当： 矢野
--

13 スケジュール **再掲**

- (1) 企画コンペ説明会への参加申込

令和2年10月8日（木）15:00 まで

- (2) 企画コンペ説明会

令和2年10月12日（月）13:30 開始

- (3) 企画コンペ参加表明書及び質問票の提出期限

令和2年10月19日（月）17:00 まで

- (4) 企画コンペ提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類の提出期限

令和2年10月23日（金）17:00 まで

- (5) 企画コンペ

令和2年10月27日（火）